

災害時における仮設トイレ等の供給協力に関する協定

高知県（以下「甲」という。）と日野興業株式会社高知営業所（以下「乙」という。）は、災害発生時における仮設トイレ等の供給協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、県内に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、被災した市町村（以下「被災市町村」という。）から支援要請を受けた甲が乙に対して仮設トイレ等の供給を要請すること及びその手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 本協定に定める仮設トイレ等とは、仮設トイレのほか、高齢者や障害のある方が仮設トイレを使用するうえで必要となるもので、乙が取り扱う供給可能な物資をいう。

2 乙が設置する仮設トイレは、洋式（和式を洋式に改修したものを含む。）とする。ただし、甲が承諾する場合は、この限りでない。

（協力体制）

第3条 甲と乙は、あらかじめ本協定に基づく協力の内容について協議し、協力体制を明らかにしておくものとする。

（協力の要請）

第4条 甲は、被災市町村から環境衛生を保全するために必要な次の各号に掲げる事業（以下「事業」という。）の実施について支援要請を受けた場合、乙に対して当該支援に係る協力を要請することができる。

- （1）仮設トイレ等の設置
- （2）仮設トイレ等の撤去
- （3）前各号に伴い必要な業務

2 甲は、乙に対し前項の要請を行う場合、次の各号に掲げる事項を文書により通知するものとする。ただし、文書により難しい場合には、口頭により通知し、後に速やかに文書により通知するものとする。

- （1）被災市町村名
- （2）仮設トイレ等の設置場所及び設置数等の協力の要請内容
- （3）その他必要な事項

（協力の実施・報告）

第5条 乙は、前条第1項の規定により要請を受けた場合、甲に供給できる仮設トイレ等の種類及び数量を報告し、速やかに保有する仮設トイレ等を供給するものとする。

2 乙は、仮設トイレ等を供給した後、甲に対して仮設トイレ等を設置した場所及び設置数その他必要事項を記載した報告書を提出し、甲の確認を得るものとする。

(費用の負担)

第6条 本協定に基づき、乙が実施した事業に係る費用については、原則として被災市町村が負担するものとする。

2 被災市町村が負担する経費の単価については、災害発生直前(平時)における賃料等を基準として、甲と乙の協議のうえ、決定するものとする。

3 乙は、前項において決定した単価に基づき、被災市町村に経費の請求をするものとする。

(平時の協力)

第7条 乙は、甲が行う災害廃棄物処理に関する平時の市町村支援の取組に対し、可能な範囲で講師派遣等の協力をするものとする。

(連絡担当者)

第8条 甲と乙は、本協定に関する連絡担当者を定めるものとする。

2 前項の規定に基づき定めた甲又は乙の連絡担当者に変更等が生じた場合は、速やかに後任の連絡担当者を定め、相手方に報告するものとする。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日までに、甲又は乙が相手方に対し何らかの申出をしないときは、1年間更新されたものとみなし、以降も同様とする。

(解除)

第10条 本協定を解除する場合は、甲又は乙のいずれか一方が文書により相手方に通知するものとする。

2 前項の規定により本協定を解除する場合は、甲乙協議のうえ、解除日を決定するものとする。

(協議事項)

第11条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成31年3月25日

甲 高知県高知市丸ノ内1丁目1番20号
高知県
高知県知事 尾崎 正直

乙 高知県高知市円行寺1149-1
日野興業株式会社高知営業所
所長 菅原 鉄平